

# 子ども・子育て支援新制度における 学校法人立の幼稚園、認定こども園に 係る会計処理

平成27年3月10日

## 子ども・子育て支援新制度における学校法人立の幼稚園、認定こども園に係る会計処理 (学校法人会計基準における取扱い)

### ○会計処理の科目

	施設型給付	利用者負担額 (基本負担額)	特定負担額	検定料	入園料 (※2) (※3)		実費徴収
大科目	補助金収入	学生生徒納付金収入	学生生徒納付金収入	手数料収入	手数料収入	学生生徒納付金収入	徴収の実態に合わせた取扱い (私学助成を受ける幼稚園における従来の取扱いと同様)
小科目	施設型給付費収入	基本保育料収入	特定保育料収入(※1)	入学検定料収入	入園受入準備費収入	特定保育料収入(※4)	

※1 用途を示す費目を付記することも考えられる。(例:特定保育料収入(施設整備費)など)

※2 費用の性質が入園やその準備、選考などに係る事務手続き等に要する費用の対価の場合。

※3 費用の性質が教育・保育の対価の場合。

※4 小科目に用途を示す費目を付記する場合は、「入園料」ではなく、具体的な費目を用いること。

※5 新制度における入園前に徴収する検定料や入園料について、「手数料収入」として取り扱う検定料及び入園受入準備費については、入園年度の前年度の収入として処理し、入園料として徴収する特定負担額については、その性質上、入園年度の収入として処理。(入園年度の前年度中に徴収した場合には、いったん「前受金収入」として処理。)

(※5)

### ○会計処理の部門及び教育研究経費と管理経費の区分

	幼稚園	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園 (単独型)	幼稚園型認定こども園 (並列型・接続型)
会計処理の部門	幼稚園として1部門	認定こども園として1部門 (※1)	認定こども園として1部門	認定こども園として1部門 (※2)
教育研究経費と 管理経費の区分	明らかに管理経費に該当する経費(※3)を除き、全て教育研究経費とする方向で調整中 (所轄庁の判断により、従来どおりの取扱いとすることも可)			

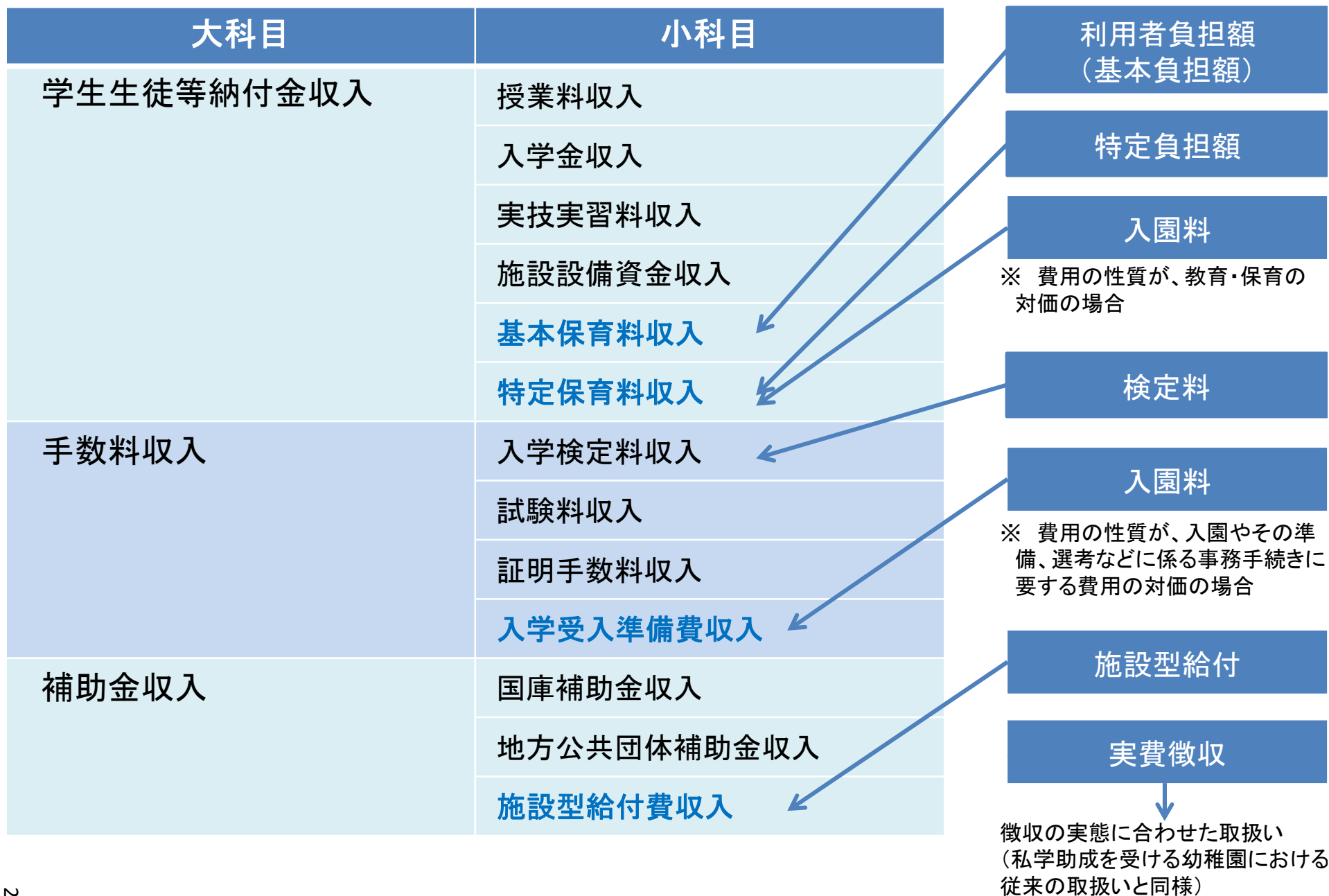
※1 幼保連携型認定こども園への移行に当たっては、全ての施設が新たに認可(みなし認可を含む)を受けることとなるため、従来の学校新設等の場合の会計処理と同様、移行に伴う収支(前受金や施設整備等の準備経費など)は法人部門に計上し、移行後必要に応じて、こども園部門に適宜振替処理等を行うこと。(なお、幼稚園又は現行の幼稚園型認定こども園から新制度の幼稚園型認定こども園に移行する場合は、新たに認可を受ける施設が無いことから、移行に伴う収支は、引き続き、幼稚園部門に計上すること。)

※2 新制度における幼稚園型認定こども園(並列型・接続型)に対する公的補助は、幼稚園と保育機能施設とを区分せず認定こども園を単位として施設型給付により支援し、また、教育・保育の一体的提供を一層推進していく観点から、当該認定こども園の保育機能施設における保育については、平成21年2月26日付け20文科高第855号「文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて(通知)」の4. ②の内容にかかわらず、認定こども園を1部門として会計処理することを可能とする。

※3 昭和46年11月27日付け雑管大118号「教育研究経費と管理経費の区分について(報告)」について(通知)を参照。

(参考)

## 学校法人会計基準における科目の整理



20 文科高第 855 号

平成 21 年 2 月 26 日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部長

河村 潤 子



(印影印刷)

文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて (通知)

このたび、私立学校法第 26 条に基づく収益事業告示 (平成 20 年文部科学省告示第 141 号) の運用に当たっての具体的な指針として、文部科学大臣所轄学校法人が行うことができる付随事業及び収益事業の扱いについて、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会における検討を経て、別添のとおり取りまとめました。

ついては、付随事業や収益事業の実施に当たっては十分留意されるようお願いいたします。

なお、医療及び社会福祉事業については、当該事業の実施を目的とする個別の法人制度が存在することから、文部科学省においてその扱いについて検討中であり、別途、通知することを予定しております。当面、医療又は社会福祉事業を実施することを検討している場合 (大学設置基準等で設置が義務づけられている附属施設を運営する場合を除く) には、文部科学省に御相談いただくようお願いいたします。

【本通知の内容について】

担当 高等教育局私学部私学行政課企画係

電話 03-5253-4111 (内線 2533)

【本通知に基づく寄付行為変更について】

担当 高等教育局私学部私学行政課法人係

電話 03-5253-4111 (内線 2534)

## 文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて

1. 学校法人は、従来より、本来事業である教育研究活動のほか、学校教育の一部に付随して行われる事業（以下、「付随事業」という。）及び収益事業を行うことができることとされているが、私立学校の設置を目的として設立される法人であることにかんがみ、その適切な運営を確保していく観点から、本来事業以外の事業については、一定の範囲内で行っていくことがふさわしいと考えられる。
2. 一方、近年、学校法人においては、様々な性質、種類、規模の付随事業や収益事業を行う例が見受けられるようになってきている。
3. このため、私立学校法第 26 条に基づく収益事業告示（平成 20 年文部科学省告示第 141 号）の運用にあたっての具体的な指針として、文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業及び収益事業の扱いについて、以下のとおり示すこととする。
4. なお、幼稚園を設置する文部科学大臣所轄学校法人が行う保育事業（0歳～6歳児を対象とする認可保育所又は認可外保育施設。以下同様。）については、国として幼稚園と保育所の連携を推進していることにかんがみ、付随事業として位置づけた上で、次の①～③のとおり扱うこととする。

また、幼稚園を設置しない文部科学大臣所轄学校法人が行う保育事業は、在学者又は教職員及び役員が養育する者を主たる対象者とする場合、付随事業として位置づけ、①及び③のとおり扱うこととする。

（ただし、幼稚園を設置する、しないに関わらず、収益を目的とする場合を除く。）

  - ①保育事業は、付随事業の規模の範囲外で行えることとする。
  - ②経営状況を明らかにする観点から、在学者又は教職員及び役員が養育する者以外の者を主たる対象者として保育事業を行う場合には、寄附行為への記載や会計に関する表示について部門を設けて表示を行うこととする。
  - ③保育事業の実施決定にあたって、文部科学省に対する事前相談は要しないこととする。
5. さらに、医療及び社会福祉事業については、当該事業の実施を目的とする個別の法人制度が存在することから、学校法人がこれら分野の事業を実施するのは、教育研究活動上の必要性による場合に限られるべきと考えられる。このため、これら事業の扱いについては、引き続き文部科学省において検討中であるため、当該分野の事業を実施することを検討している場合（大学設置基準等で設置が義務づけられている附属施設を運営する場合を除く）には、文部科学省に相談すること（保育事業を除く）。

## 1. 付随事業

---

### (1) 事業範囲

別紙「文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業の範囲」内であること。

### (2) 寄附行為への記載

(3)に基づき部門を設けて表示する付随事業は、寄附行為に記載し文部科学省の認可を得ること。その際、事業の種類については、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)の名称を例として具体的に記載すること。

### (3) 会計に関する表示方法

下記①、②、③の全てに該当する付随事業は、資金収支内訳表及び消費収支内訳表に部門を設けて表示すること。保育事業については、在学者又は教職員及び役員が養育する者以外の者を主たる対象者とする場合には、②又は③に該当しない場合であっても、部門を設けて表示すること。

①、②、③のいずれかに該当する場合であって、かつ、組織、施設等において独立的に活動を営む場合には、部門を設けて表示することが望ましい。

#### **①在学者又は教職員及び役員以外の者を主たる対象者として行う事業**

#### **②校舎(法人本部棟を含む)とは別に施設を設け行う事業**

#### **③事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業**

なお、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)上の付随事業の扱いは、次のとおりである。

付随事業は、「補助活動」と「補助活動以外の活動」からなる。

補助活動は、主として在学者を対象とするものであり、学校法人会計基準第5条に定める「食堂その他教育活動に付随する活動」は、補助活動を指す。なお、教職員及び役員が当該活動の対象者に併せ含まれても良い。

同条において、「食堂その他教育活動に付随する活動」の収入と支出は、純額をもって表示することができることとしているが、当該活動が、上記②、③のいずれかに該当する場合であって、かつ、組織、施設等において独立的に活動を営む場合には、部門を設けて表示することが望ましく、その場合には、原則どおり、総額をもって表示すること。

### (4) 文部科学省への事前相談

次のいずれかに該当する事業(保育事業を除く)は、付随事業としての実施を学校法人として決定する前に、必ず文部科学省に相談すること。

- ① 在学者又は教職員及び役員以外の者に物品やサービスの提供を行い対価を得る事業
- ② 学校の所在地と離れた場所に施設を設置して行う事業
- ③ 事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業

### (5) その他留意事項

下記2つの通知で示している「いわゆる「附随事業」」は、付随事業と同義である。

- ・平成12年12月28日12高行第6号「学校法人による保育所の設置について」
- ・平成14年7月29日文科高第330号「学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて」

## 文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業の範囲

### 1. 目的

収益を目的とせず、教育研究活動と密接に関連する事業目的を有すること。

### 2. 実施主体

学校法人自らが事業を実施する必要性が十分に認められること。他者からの請負で実施するものでないこと。

### 3. 事業の性質・種類

収益事業告示(平成 20 年文部科学省告示第 141 号)に定める範囲内であること。

### 4. 事業規模

事業の規模は、概ね下記(A)の範囲であること。特定の付随事業が特定の学校の教育研究活動と密接に関連する場合は、(A)かつ(B)の範囲であること。

連続3ヶ年度、下記規模を超えた場合には、文部科学省に相談の上、事業の見直し(事業縮小や収益事業への転換)を検討すること。

**(A):全付随事業に関する収入／学校法人全体の帰属収入<30／130**

**(B):特定の付随事業に関する収入／特定の学校部門の帰属収入<30／130**

(注1)上記「学校法人全体の帰属収入」には、収益事業からの繰入収入を含まない。

(注2)上記各収入には、次の①②を含まない。

- ①特定年度にのみ臨時的に生じた収入(資産売却差額等)
- ②保育事業による収入

### 5. 事業対象者(物品やサービスの提供先)

事業対象者(物品やサービスの提供先)は、主として、在学者又は教職員及び役員であること。事業の性質上、やむを得ず主たる対象者が、在学者又は教職員及び役員以外の者となる場合には、教育研究活動において、在学者又は教職員及び役員が、当該事業として提供される物品やサービスを50日(3セメスター制の1セメスター相当)程度以上活用する具体的計画があること。

### 6. 収支の均衡

事業による収入は、費用を賄える程度とすること。

### 7. 財源

事業に使用する土地の確保及び施設・設備の整備に必要な経費、毎年度の経常経費の財源は、できる限り負債性のない資産を充てること(行政機関からの補助金等は可)。

借入金を充てる場合は、無理のない返済計画を有すること。

### 8. 土地・施設・設備

事業に使用する土地・施設・設備は、原則、自己所有であること。借用の場合には、長期間にわたり使用できる保証があること。

土地・施設・設備の取得・借用費用は、事業内容や収支計画に照らし、過大なものでないこと。

## 2. 収益事業

---

従来どおり、私立学校法第 26 条に基づき、収益事業告示(平成 20 年文部科学省告示第 141 号)に定める範囲内で行うものであり、寄附行為に記載し文部科学省の認可を得ること。また、私立学校の経営に関する会計(学校法人会計)から区分し、特別の会計(企業会計)として経理すること。

事業の規模については、下記の範囲であること。

### 事業規模

収益事業の規模は、概ね下記(C)の範囲であること。

連続3ヶ年度、下記規模を超えた場合には、文部科学省に相談の上、事業の見直し(事業縮小や当該事業の実施にふさわしい法人の設立)を検討すること。

### (C):全収益事業に関する売上高及び営業外収益<学校法人全体の帰属収入=100

(注3)上記「学校法人全体の帰属収入」には、収益事業からの繰入収入及び次の①②を含まない。

- ①特定年度にのみ臨時的に生じた収入(資産売却差額等)
- ②保育事業による収入

なお、学校法人が指定管理者として行う地方公共団体の所有する施設の管理運営事業については、①地方公共団体からの請負であること、②施設は地方公共団体の所有であり学校法人自らが設置したものではないこと、にかんがみて、学校法人が行う本来事業又これに付随する事業とはみなせないことから、収益事業として位置づけること。(その際、地方公共団体との契約により、指定管理者として管理運営する施設を教育研究に活用することは可能。)



## 「教育研究経費と管理経費の区分について(報告)」について(通知)

雑管第118号 昭和46年11月27日  
文部省管理局長通知

このことについて、昭和46年9月30日に学校法人財務基準の調査研究会から別添のとおり報告を受けましたので通知します。

学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に従って会計処理を行なう場合における教育研究経費(支出)と管理経費(支出)の区分についても、この報告の趣旨に基づいて処理されるよう願います。

なお、この報告のうち主な事項の趣旨は下記のとおりでありますので、申し添えます。

### 記

1. 報告別紙の1の「役員の行なう業務執行のために要する経費」は、役員会の経費および役員の旅費、事業費、交際費等の経費を指すものであること。
2. 報告別紙の2の「総務、人事、財務、経理その他これに準ずる法人業務に要する経費」には、法人本部におけるこれらの業務のみならず、学校その他の各部門におけるこの種の業務に要する経費も含めることが適当であること。
3. 報告別紙の5の「学生生徒等の募集のために要する経費」には、入学選抜試験に要する経費は含まないものとする。
4. 報告別紙6については、寄宿舎に要する経費を教育研究経費とするか、管理経費とするかは、各学校法人における寄宿舎の性格と実態に即して学校法人において判断するものとしたこと。

### 報告

昭和46年9月30日  
学校法人財務基準調査研究会

昭和46年2月25日に報告した「学校法人計算書類記載要領」において示した記載科目のうち、教育研究経費と管理経費については、その区分の方法について共通の原則により処理することが適当であると思料したので、この会議において検討を行なった結果、このほど別紙のとおり一応の結論を得たので報告します。なお、別紙の区分の方法は、当面の取扱いについて示したものであり、今後の実施経験による妥当な慣行の生成の状況を勘案して、さらに検討を行なう必要があると考えます。

(別紙)

## 教育研究経費と管理経費の区分について

次の各項に該当することが明らかな経費は、これを管理経費とし、それ以外の経費については主たる用途に従って教育研究経費と管理経費のいずれかに含めるものとする。

1. 役員の行なう業務執行のために要する経費および評議員会のために要する経費
2. 総務・人事・財務・経理その他これに準ずる法人業務に要する経費
3. 教職員の福利厚生のための経費
4. 教育研究活動以外に使用する施設、設備の修繕、維持、保全に要する経費  
(減価償却費を含む。)
5. 学生生徒等の募集のために要する経費
6. 補助活動事業のうち食堂、売店のために要する経費
7. 附属病院業務のうち教育研究業務以外の業務に要する経費

### 解説

1. 文部省の学校法人財務基準調査研究会は、去る9月30日付で、文部省管理局長宛に「教育研究経費と管理経費の区分について」と題する報告を行なっておりますが、同報告は、11月27日の管理局長による文部大臣所轄学校法人理事長宛の通知のかたちをもって公表されました。  
「通知」の方には、次の2つのことがらが明らかにされております。その第1は、「報告」は、直接には同じく調査研究会の「報告」としての「学校法人計算書類記載要領」を対象としておりますが、その趣旨は、文部省令としての「学校法人会計基準」における教育研究経費と管理経費との区分にも適用されなければならないこと。第2は、「報告」の主な事項について、省令の適用上のいわば補足説明を加えていること、以上であります。そこで、以下の解説におきましても、実質的に省令の適用上の解釈の指針として、また、「報告」と「通知」の記の4項目を一体のものとして、記したいと思います。
2. 教育研究経費と管理経費の区分の問題につきましては、教育研究経費に含めるものの範囲を広く解するか、狭く解するか of 広狭2説がありました。それぞれに理由があります。  
広く解しようとする説は、もともと学校法人は、教育・研究を事業目的とするのであるから、学校法人のすべての経費は、本来、教育・研究のためのものであるはずである。しかしとにかく、一応、管理経費の区分がおかれているので、しいて区分するなら最小限のもの、たとえば、法人本部関係経費の程度に限られるべきであると主張します。  
これに対して、狭く解すべきだとする説は、なるほど、学校法人の経費はいずれも教育・研究を目的とするものにちがいないが、それを承知の上で経費を2区分することとされたのは、教育や研究の現場において、それらの活動と直接に関係するいわば教育・研究の直接経費のみを「教

育研究経費」として予定していたものと解釈しなければならない、と主張しました。

研究会の結論は、「報告」にご覧のように、結果としては、是非はともかくとしてどちらかというと比較的に広く解する方向を採る結果になったように思われます。

そこで、「報告」の本文(別添)冒頭に記されているように限定的に列挙された7項目に該当することが明らかな経費のみについて、かならず管理経費とすることを求める体裁がとられました。それ以外の経費については、法人の自主的(もちろん合理的でない困るわけですが)な判断にゆだねられております。これによって、この区分については、各法人を通じての統一性が期待されるわけで、とくに「報告」を行なったいちばん大きな意義も実はそこにあったと考えられます。

なお、現在は省令会計基準の適用初年度の進行中にあたり、この件の審議検討にあたりましても、実務経験による十分なチェックが成り立たない事情にあります。このため、今後も弾力的に検討する必要のあることを、「報告」自体も、みずからことわっております。

- 次に、「報告」が管理経費としなければならないとする各項目について簡単に説明いたします。「報告」の1については、「通知」の1をもって、「役員の行なう業務執行のために要する経費」が、役員が直接行なう狭義の業務執行にともなって生じる経費を指すものであることを、念のため明らかにしております。

「報告」の2は、「通知」の2によって補われておりますが、これは例えば次のような取り扱いになることを意味します。たとえば、ひとつの学部や附属高校などが、いわゆる本校所在地から離れている場合、それらの遠隔地の学部や学校にも事務室がおかれているのが普通です。その事務室経費のうち、総務や経理関係に係るものがあれば、それは必ず管理経費に含めなければならないというのが主旨であります。この場合、事務室関係経費(これには教務関係も含まれましょう)が全体として少額で、わざわざ管理経費分とその他の分に分けるのが面倒だとして、これを全額管理経費に含めることは、法人の任意と解されます。しかし逆に一括して教育研究経費とすることは認められないと解さなければなりません。

「報告」の3については、教員関係福利厚生費も管理経費とされていることに留意する必要があります。

「報告」の4のカッコ書については、もちろん消費収支計算においてだけ意味があります。なおこの「報告」における区分は、資金収支計算と消費収支計算の双方を対象としております。

「報告」の5に対する「通知」の3は、ある意味で当然のことでありましょう。

「報告」の6に対する「通知」の4は、たとえば、全寮制を採っている学校でのその寮関係経費は、まぎれもなく教育研究経費に区分されましようが単に遠隔地からの学生の一部に対して寄宿舎を用意しておくという程度の場合には、管理経費に区分するのがふさわしいとしているものと解されます。

「報告」の7は、医学系の学部等を設置する学校法人だけの問題ですが、この項目は、問に対して問をもって答える観があり、十分の指針になっていないように反省されます。つまり、附属病院業務については、教育研究業務とそれ以外の業務との区分自体の決め手を見いだすことがむずかしいのでありますが、この「報告」における教育・研究と管理の区分の仕方の基本的な考え方に照らしながら、協会の委員会等においても具体的な検討を進めることが必要になるように思われます。

- 次に、以上とは全く別の問題に触れます。周知のように省令は、「資金収支内訳表」の作成を求めています。この表については、作成手続その他においていろいろの問題点が指摘されております。(それ故にこそ、監査事項の指定からは除かれております。ただし学校法人は作成し提出しなければなりません)そこで、これについても、調査研究会の「報告」を行なう構想がいちおうは考えられたのでありますが、実はこの表は省令に独自のものであり、調査研究会のこれまでの「報告」では言及しておりません。そこで文部当局は、研究会の「報告」をふまえるということだけでなく、独自に資金収支内訳表作成の趣旨、作成上の留意点について通知等のかたちをもってその見解や指針等を明らかにするもようでもあります。以下に大方のご参考に供するため、現在検討中

の(案)を掲げます。なお、別表につきましては、過日の協会研修会で配布した資料とは一部に変更がありますのでご注意ください。なおまた、これはあくまでも現在の案であることをご承知おきください。

(昭和46年12月16日)(学校会計委員会 村山徳五郎)